

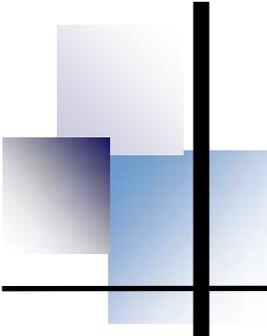
中間処理施設等の建設用地について公募を行った事例

都道府県名	地方公共団体名	施設概要 (処理能力)	用地面積	応募期間	応募資格	応募条件	備考
1 千葉県	野田市	ごみ焼却施設 (約100t/日)	20,000m ² 以上 市街化調整区域内	1ヶ月半	土地所有者または 地元自治会の応募	土地所有者の応募の場合、地元自治会の同意は必要なし 地元自治会の応募の場合、土地所有者の同意が必要	決定した候補地を白紙撤回して公募 応募2件(いずれも土地所有者) 平成24年3月公募、現在、議事録非公開で検討中
2 長野県	小諸市	ごみ焼却施設 (24t/日) リサイクル施設	概ね 15,000m ² 程度	6ヶ月	地元区長	地元区民に理解と協力いただけること	4つの区から計8件の応募 平成20年10月公募、平成22年3月候補地決定 現況:平成25年4月施設建設に係る落札者の決定
3 長野県	佐久市	ごみ焼却施設 (80t~130t/日)	16,000m ² ~20,000m ²	4ヶ月	地元区長	地権者全員の賛同が得られていること	3件の応募 平成22年2月公募、平成22年12月候補地決定 現況:平成25年1月より環境影響評価の現況調査
4 長野県	北アルプス広域連合 (うち、大町市、 白馬村、小谷村)	ごみ焼却施設 (約30t~50t/日) リサイクル施設	概ね 10,000m ² 程度	2ヶ月	自薦および他薦	地元区の同意があること 候補地が私有地の場合、地権者全員の賛同が得られていること又はその見込みがあること	候補地の区分(住民公募、自治体推薦、検討委員会抽出分)は未公表 平成19年2月用地選定委員会により候補地決定、平成21年2月候補地を断念 平成22年3月公募、平成22年10月候補地決定、平成23年11月反対により公募による候補地を断念 現況:平成24年3月関係市村に推薦依頼、平成24年12月候補地決定
5 兵庫県	丹波市	ごみ焼却施設 (約50t/日) リサイクル施設	20,000m ² 程度	5ヶ月	自治会長	土地所有者(進入道路を含む)全員の同意 が得られていること	平成19年2月公募により候補地決定、平成20年7月同一地区内で建設予定地変更 現況:平成24年11月建設請負契約締結
6 岡山県	津山圏域 資源循環施設組合	ごみ焼却施設 (約170t/日) リサイクル施設	10,000m ² ~20,000m ²	3ヶ月	地元町内会及び 周辺町内会の代表 並びに地権者の共同申請	地域の理解があつて、まちづくり・地域活性化の構想、意欲があること	土地開発公社が先行取得した用地への建設を断念 9つの地区から応募 平成18年9月公募、平成19年6月候補地決定 現況:平成24年8月施設建設に関する落札者決定
7 福岡県	柳川市・みやま市	ごみ焼却施設	20,000m ³ ~25,000m ³	3ヶ月	土地所有者または 地元行政区	土地所有者の応募の場合、地元行政区に説明していること 地元行政区が応募する場合、土地所有者全員の同意が得られているか、得られる可能性が高いこと	土地所有者が応募するときは関係する行政区に説明していることが必要 平成24年8月公募 現況:施設整備連絡協議会にて検討中
8 大分県	宇佐・高田・国東 広域事務組合	ごみ焼却施設 (約117t/日) リサイクル施設	概ね 30,000m ² 程度	3ヶ月	自治委員(区長)	地域の皆さんにご理解とご協力が頂けること 土地所有者及び隣接土地所有者等の同意が得られること、またはその見込みがあること	2010年、公募により建設地を決定したが地元の受け入れ辞退により再公募 公募説明会の実施 現況:平成25年4月より7月まで応募受付中
9 熊本県	宇城広域連合	ごみ焼却施設	概ね20,000m ² ~40,000m ²	4ヶ月	地元区長	地元区の同意があること 候補地が私有地の場合、地権者全員の賛同が得られていること、またはその見込みがあること	平成24年12月公募
10 熊本県	山鹿市	ごみ焼却施設	10,000m ² ~20,000m ²	7ヶ月	地元区長	地元区の同意があること 候補地が私有地の場合、地権者全員の賛同が得られていること、またはその見込みがあること	公募による候補地:2ヶ所、検討委員会による候補地:4ヶ所 現況:計6ヶ所の建設候補地について総合評価中
11 鹿児島県	北薩広域行政 事務組合	ごみ焼却施設 最終処分場	20,000m ² 以上	4ヶ月	土地所有者(他に組合及び 構成市町が抽出した用地も 含めて比較検討)	特になし	現在の環境センターを中心にして10km圏内を建設予定地の範囲に指定 現況:計18ヶ所の候補地について評価を行い、1ヶ所に選定したが、地元地区の了解が得られず断念した。その後、評価上位の他候補地から新たに1ヶ所を抽出し、現在交渉中

1. 千葉県野田市

野田市新清掃工場建設候補地選定審議会検討経過一覧

回数	開催日	内容
第1回	H23.8.21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 審議会スケジュール(案)について ・ ごみ処理の現状とこれまでの経過について(報告) ・ 野田市におけるごみの3R対策の取組について
第2回	H23.9.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回審議会の審議結果について(報告) ・ 審議会スケジュール(案)について ・ ごみの3Rに関する方策について
第3回	H23.10.1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回審議会の審議結果等について(報告) ・ 野田市のごみの3R対策について ・ その他
第4回	H23.10.15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回審議会の審議結果等について(報告) ・ 野田市のごみの3R対策について ・ 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)について ・ その他
第5回	H23.10.30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回審議会の審議結果等について(報告) ・ 野田市のごみの3R対策について(その3) ・ 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)について(その2) ・ その他
第6回	H23.11.13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回審議会の審議結果等について(報告) ・ 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)について(その3) ・ その他
第7回	H23.11.27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第6回審議会の審議結果等について(報告) ・ 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)について(その4) ・ その他
第8回	H23.12.17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7回審議会の審議結果等について(報告) ・ 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)について(その5) ・ その他
第9回	H24.1.29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第8回審議会の審議結果等について(報告) ・ 候補地選定基準について(その1) ・ その他
第10回	H24.2.11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9回審議会の審議結果等について(報告) ・ 候補地選定基準について(その2) ・ その他
第11回	H24.3.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第10回審議会の審議結果等について(報告) ・ 候補地選定基準について(その3) ・ 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)パブリック・コメント結果について ・ その他
第12回	H24.3.25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第11回審議会の審議結果等について(報告) ・ 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)パブリック・コメント結果について ・ 処理方式について(その1) ・ 地域のまちづくりの拠点としての施設の在り方について(その1) ・ その他
第13回	H24.4.28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第12回審議会の審議結果等について(報告) ・ 処理方式について(その2) ・ 地域のまちづくりの拠点としての施設の在り方について(その2) ・ その他
第14回	H24.5.20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第13回審議会の審議結果等について(報告) ・ 地域のまちづくりの拠点としての施設の在り方について(その3) ・ 処理方式について(その3) ・ その他
第15回	H24.6.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第14回審議会の審議結果等について(報告) ・ 処理方式について(その4) ・ その他
第16回	H24.7.6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合クリーンセンター「しらさぎ」と所沢市東部クリーンセンターを視察
第17回	H24.7.14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第15回審議会の審議結果等について(報告) ・ 処理方式について(その5) ・ 候補地選定について ・ その他
第18回	H24.7.28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募地の現地視察
第19回	H24.8.25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第17回審議会の審議結果等について(報告) ・ 候補地選定について(その3)
第20回	H24.9.23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第19回審議会の審議結果等について(報告) ・ 候補地選定について(その4)
第21回	H24.11.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第20回審議会の審議結果等について(報告) ・ 候補地選定について(その5)
第22回	H24.11.25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第21回審議会の審議結果等について(報告) ・ 候補地選定について(その6)
第23回	H24.12.16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第22回審議会の審議結果等について(報告) ・ 候補地選定について(その7)
第24回	H25.2.9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第23回審議会の審議結果等について(報告) ・ 候補地選定について(その8)
第25回	H25.3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第24回審議会の審議結果等について(報告) ・ 候補地選定について(その9)



新清掃工場（ごみ焼却施設）

建設候補地を公募します

土地所有者の皆様
自治会の皆様

野田市新清掃工場建設候補地選定審議会
会長 立本 英機

野田市新清掃工場建設候補地選定審議会では、新清掃工場（ごみ焼却施設）建設候補地を公募します。

本審議会は、市の緊急かつ最重要課題の1つである新清掃工場の建設候補地を選定するために設置されました。市長からは、全市民的見地からの審議をお願いしたいとのことで、候補地の選定にとどまらず、ごみ処理施策の基本となる一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の策定や、環境アセスメントに関することなどの審議も依頼されております。

昨年8月21日に第1回審議会を開催以来、これまで11回の審議を重ね、まず「一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」案をまとめました。

この計画では、基本方針を『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』と定め、ごみ減量目標（平成33年度までに30%減）を設定し、目標を実現するための様々な施策を展開していくこととしています。新清掃工場については、『建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止など環境対策の徹底を図るとともに、緑化や自然エネルギーのモデル導入など、低炭素型社会づくりのための拠点としても位置付け、環境学習のセンター機能も備えた施設づくりを目指します。』としておりまして、新清掃工場が、地元の皆様にとって、いわゆる迷惑施設としてではなく、地域のまちづくりの拠点となるような地元においてよかったと感じられるような施設であってほしいと考えています。

そこで、具体的な候補地の選定に入るにあたっては、地主の皆様や候補地となる地元の皆様から率先して手をあげていただき、附帯施設の設置や周辺道路の整備、公害等の環境対策などについて、地域のまちづくりの視点から、私たちと地元の皆様と一緒に考え知恵を絞ることが、最善と考え、候補地を公募することといたしました。

つきましては、当審議会に取りまとめた「候補地選定基準」をお示ししますので、地主の皆様、自治会の皆様からの応募をお待ちしております。

1 公募内容

(1) 応募資格

土地所有者又は地元自治会の応募とします。

(2) 応募の条件

- ①野田市内の市街化調整区域内で、20,000㎡以上の用地面積が確保できること。
- ②土地所有者が応募する場合、建設候補地の地元自治会の同意は必要ありません。ただし、土地所有者が複数の場合は、応募は連名により行うこと。
- ③地元自治会が応募する場合、土地所有者の同意が得られていること。なお、候補地が複数の自治会にまたがる場合、応募者自治会以外の自治会の同意は必要ありません。

(3) 応募期間

平成24年3月15日(木)から同年5月1日(火)まで(郵送の場合は消印有効)

(4) 応募書類及び提出先

次の①、②の書類を、野田市役所清掃計画へ直接持参するか郵送により申し込みください。

- ①応募申込書(別紙1) ※任意の様式でも可
- ②候補地位置図

(5) 公募要領及び応募申込書の入手方法

市ホームページ内の「新清掃工場建設計画」からダウンロードするか、以下の公共施設で入手できます。

- ・市役所5階清掃計画課(担当課)
- ・市役所1階行政資料コーナー
- ・いちいのホール1階行政資料コーナー
- ・各公民館(中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、
関宿中央、関宿北部、関宿中部、関宿南部)
- ・各図書館(興風、南、北、せきやど)

2 候補地の選定方法

今回ご応募いただいた候補地については、野田市新清掃工場建設候補地選定審議会に取りまとめた「候補地選定基準」(次ページ参照)により評価を行い選定します。

3 問い合わせ・提出先

〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7-1

野田市環境部 清掃計画課(市役所5階)

電話04-7125-1111(内線3202、3203、3205)

野田市新清掃工場建設候補地選定基準

No.	内 容
1	市街化調整区域内であること。
2	敷地境界から一団の住宅団地※までの距離が概ね200m以上であること。 A ○○m以上であること。 B ○○m以上であること。 C 概ね200m以上であること。 (注1) 一団の住宅団地は5棟以上のものをいう。 (注2) 「概ね」とは、10m程度の差を指す。 (注3) A及びBの具体的な距離の設定は、候補地を絞り込む段階で設定する。
3	都市計画に既に決定されている道路、公園その他の都市施設（都市計画法第11条に規定する都市施設に限る。）に影響を及ぼさない位置であること。
4	学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームその他のこれらに類する建築物※の敷地境界から概ね300メートル以上離れていること。 A ○○m以上であること。 B ○○m以上であること。 C 概ね300m以上であること。 (注1) 「その他これらに類する施設」とは、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等を基本に、公益性、広域性、恒久性及び環境防衛の必要性が特に高いと認められる建築物が該当する。 具体的には、候補地絞込みの段階で、個別に判断する。 (注2) 「概ね」とは、10m程度の差を指す。 (注3) A及びBの具体的な距離の設定は、候補地を絞り込む段階で設定する。
5	県及び市町村の都市計画構想と整合していること。
6	緑地保全区域及び土砂災害警戒区域が含まれていないこと。
7	主要な搬出入路は、原則として幅員6メートル以上の舗装道路であること。（市において、新清掃工場稼働までに整備可能な場合を含む。） A 6m以上で全線舗装整備済みであること。 B 6m以上で舗装整備済みが2分の1以上であり、未整備延長について、拡幅又は舗装整備を要すること。 C 6m以上で舗装整備済みが2分の1未満であり、未整備延長について、拡幅又は舗装整備を要すること。 (注) 整備済みが2分の1未満であっても、未整備延長が100m以下の場合のランクは、Bとする。
8	主要な搬出入路は、通学路と重複しないこと。ただし、歩道等が設置され歩行者の安全が確保される場合はこの限りでない。 A 通学路との重複がない、又は歩道等が設置され歩行者の安全が確保されていること。 B 重複なし又は歩道等整備済みが2分の1以上であり、未整備延長について、歩道等の整備を要すること。 C 重複なし又は歩道等整備済みが2分の1未満であり、未整備延長について、歩道等の整備を要すること。 (注) 整備済みが2分の1未満であっても、未整備延長が100m以下の場合のランクは、Bとする。
9	主要な搬出入路は、繁華街や住宅街を経由しないこと。 (注) 繁華街、住宅街の定義は明確でなく、また経路距離等による影響も大きいことから、候補地絞込みの段階で経路距離等を考慮して個別に判断する。
10	施設の設置に伴って発生集中すると予想される搬出入車両が、主要な搬出入路の接続する国・県道の交通に過度な影響を与えないこと。 A 発生集中すると予想される搬出入車両の台数が、主要な搬出入路の接続する国・県道の交通量の○○パーセント以下であること。 B 発生集中すると予想される搬出入車両の台数が、主要な搬出入路の接続する国・県道の交通量の5パーセント以下であること。 C 発生集中すると予想される搬出入車両の台数が、主要な搬出入路の接続する国・県道の交通量の5パーセント超であること。 (注) Aの具体的な割合の設定は、候補地を絞り込む段階で設定する。
11	整形地に近い土地であること。
12	地権者の数が少数であること。 A 地権者の数が○人以内であること。 B 地権者の数が○人以内であること。 C 地権者の数が○人超であること。 (注) 基準となる具体的な地権者数は、候補地の絞込みの段階で設定する。
13	20,000㎡以上の土地を確保できること。 A ○○㎡以上の土地を確保できること。 B 20,000㎡以上の土地を確保できること。 (注) Aの具体的な面積は、候補地絞込みの段階で設定する。

2. 長野県小諸市

小諸市新ごみ焼却施設基本計画

平成 23 年 12 月

小諸市新ごみ焼却施設市民検討会議

小 諸 市

1 新しい施設の目標

シンプルで効率的な処理を行ない、開かれた運営をし、多くの皆さんに親しまれる施設とします。

ごみ焼却施設は、毎日排出され続けるごみを処理する重要な公共施設であるとともに、その運営には、地域の皆さんをはじめ市民の皆さんのご理解とご協力が必要不可欠です。そこで、小諸市では平成 22 年 7 月に市民団体の代表と市民からの公募委員、識見者、そして施設の建設候補地のある菱野区と周辺の松井区の代表者からなる「新ごみ焼却施設市民検討会議（以下、「市民会議」という。）」を組織し、施設の建設と運営の基本方針を「新ごみ焼却施設基本計画」に取りまとめました。

小諸市では平成 14 年 12 月に南ヶ原にあった浅麓クリーンセンターが閉鎖して以来、燃やすごみの処理を外部へ全面委託せざるを得ない状況が続いています。この間、周辺市町との共同処理を目指し計画を進めてきましたが、最終的には市独自の施設を建設することとなりました。平成 20 年 10 月に市内各区に向けて建設候補地の公募を実施し、4 区の皆さんから 8 地区もの応募をいただきました。その後、「新ごみ焼却施設建設候補地検討市民会議」での審議を経て、平成 22 年 3 月に建設候補地が菱野区稲荷地区に決定されました。また、菱野区でも「菱野区ごみ焼却施設検討委員会」が設立され、検討が進められています。

新しい施設の建設を進めていくにあたり、これまでの経過、そして市のごみ処理状況を踏まえ、施設の目標を次のとおり定め進めます。

小諸市では、市民の皆さんの協力のもと、生ごみをはじめ多くの分別を行ない、ごみの減量化・資源化が進んでいます。小諸市独自の施設建設を進めるにあたって、その効果を最大限活かせるよう、シンプルで効率的な処理を行なう施設とします。

建設候補地を公募した段階から、市民の皆さんと話し合い、地域の皆さんにご理解とご協力をいただきながら事業が進められてきました。今後、より一層の信頼をいただくために、開かれた運営が行なわれる施設とします。

新しい施設は、多くの皆さんに環境を考慮してもらう場であり、地域の皆さんにとっては身近な公共施設となります。そこで市民の皆さん、そして地域の皆さんに親しまれる施設とします。

小諸市新ごみ焼却施設基本計画

2 建設候補地

建設候補地は、小諸市大字菱平字稻荷地籍にある約1.7haの敷地です。

建設候補地は、大字菱平字稻荷地籍にある約1.7haの敷地です。平成23年12月ごろを目途に都市計画決定の手続きを行なった後、用地を取得する予定となっています。



図1 建設候補地の位置および全景

3 施設の機能

小諸市の分別に則した処理を行なう機能を備えます。

新しい施設は、単にごみを焼却するだけでなく、リサイクル設備も設けます。その理由として、不燃ごみから資源物などを選別する工程を設けることで、できる限り最終処分量を削減し、再資源化を図ることにあります。加えて、市が所有する資源ごみの保管施設の規模も小さく、老朽化が進んでいるため、資源ごみの保管設備も設けます。また、机・タンスなど木製の粗大ごみを処理できる設備も設けます。



図2 施設の配置イメージ
配置・写真はイメージであり、確定したものではありません。

3. 長野県佐久市

新ごみ焼却施設建設候補地選定に係る調査検討結果 報告書〔概要版〕

佐久市では、将来に向けた安全安定なごみ処理体制を維持していくとともに、ごみ処理に伴う環境負荷の低減を図るために、本年1月、平成29年度を目途に、既存のごみ焼却施設である「佐久クリーンセンター」並びに「川西清掃センター」両施設を統合した、新たなごみ焼却施設を整備する方針が決定されました。

ごみ焼却施設は、市民生活に必要不可欠な施設であり、多くの皆さんに市民全体の問題として関心を持っていただいたうえで整備を進めていくために、市では建設候補地を公募により募集することとし、その結果、3地区からの応募申請がありました。

市では、応募された候補地の中からその適性を総合的に調査検討するため、平成22年6月4日に市民参加による「佐久市新ごみ焼却施設建設候補地選定委員会」を設立しました。

本委員会では約5ヶ月の間、延べ10回にわたる委員会を開催し、候補地の現地踏査、応募申請者へのヒアリング及び意見交換を通じて候補地の現況把握に努めるとともに、交通、防災、環境面の地理的立地適性の他、候補地地元のごみ焼却施設受入れに対する合意形成の度合い等、幅広い角度から調査検討を重ね、その検討結果を「新ごみ焼却施設建設候補地選定に係る調査検討結果報告書〔概要版〕」としてまとめました。

1. 建設候補地の公募〔募集期間：平成22年2月1日～5月31日〕

市が公募に際し、設定した基本的な条件は次のとおりです。

- ① 概ね1.6ha(4,800坪)～2ha(6,000坪)程度の用地面積が確保できること
- ② 地権者全員の賛同が得られている、又はその見込みがあること

また、建設候補地を選定するうえで、地元合意形成が大変重要であることに鑑み、応募申請者は次のとおりとしました。

- ① 候補地の地元区長
 - ・候補地の敷地が複数の区にまたがる場合は、複数区の区長の共同応募を原則としますが、該当区の区長の同意があれば、代表となる区長による応募も可。
 - ・地元区の同意があれば、候補地の地区区長会の応募も可。

2. 建設候補地の公募結果

公募の結果、次の3地区から候補地の応募申請がありました。

応募箇所名	応募申請者	所在地	応募面積
平根地区 ふながさわ 舟ヶ沢地籍	平根地区区長会・紅雲台区 代表	佐久市上平尾舟ヶ沢地籍他	約2ha
内山地区 にしわだ 西和田地籍	内山地区区長会長 松井区長	佐久市内山西和田地籍	約3.6ha
猿久保地区 なかた 仲田地籍	猿久保区長	佐久市猿久保仲田地籍	約1.7ha

3. 建設候補地の選定手順

候補地の選定に係る調査検討は、次の手順により行いました。

◆施設整備の理解

施設見学：東山クリーンセンター（中野市） 佐久クリーンセンター（佐久市）

◆候補地の現況を把握

候補地の現地踏査により、交通アクセス、地形、周辺集落等、地理的な現況を把握。

◆応募申請地区の状況を把握

応募申請者へのヒアリング及び意見交換を行い、応募申請に至った経過等について状況を把握。

◆候補地の資格判定を実施

資格判定項目、判定基準に基づき建設候補地としての基本的条件を満たしているかを判定。

◆候補地の適性評価を実施

資格判定の結果、「適」と判定された候補地について、建設候補地としての適性を測るため、評価項目、評価基準、配点(重要度を勘案し、重み付け)に基づく点数評価、及び合意形成に係る評価で点数評価になじまない項目について、記述(定性)評価を行い、総合的な評価結果を取りまとめる。

4. 建設候補地の資格判定

(1)資格判定項目・判定基準

資格判定項目		資格判定基準
土地利用	有効敷地面積の確保	有効敷地面積として1.6ha以上が確保できること
	平坦地の確保	概ね90m×60mの四角形が納まる平坦地を造成により確保できること
	造成空間の確保	構造物等の支障物がないこと。支障物がある場合、回避若しくは除去できること
	ライフラインの確保	上水道は概ね130t以上/日量を確保できること(表流水・地下水の利用が可能な場合はその水量を含む) 高圧受電(6,600v)が確保できること
	アクセス道路の確保	2車線(幅員7m)以上のアクセス道路が確保できること
環境保全	法規制	国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、郷土環境保全地域、保安林、鳥獣保護区、水道水源保全地区に指定されていないこと
	希少動植物の存在	候補地内に希少な動植物の営巣及び植生が確認されないこと
災害防止	法規制	保安林、砂防指定地、地すべり防止区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険区域、崩壊土砂流出危険区域、土石流危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、宅地造成工事規制区域、河川区域、重要水防区域(想定氾濫区域)に指定されていないこと
	活断層の有無	候補地は活断層上にないことを文献資料により確認すること
合意形成	地権者の理解	地権者が同意、又は同意が見込まれること

(2)資格判定結果

応募申請された3地区の候補地について、10の資格判定項目に基づく32の確認項目について、各種資料により資格判定を行った結果、「平根地区舟ヶ沢地籍」「内山地区西和田地籍」は、すべての判定項目が「適」であるため、資格判定結果は、「適」の判定になりました。

一方、猿久保地区仲田地籍は、「有効敷地面積の確保」「平坦地の確保」「地権者の理解」の判定項目について基準を満たすことができず、資格判定結果は「不適」の判定になりました。

このため、「猿久保地区仲田地籍」は、以降の適性評価の対象から除外しました。

5. 建設候補地の適性評価

(1) 点数評価〔評価項目・評価基準・配点〕

評価項目		評価基準	配点
土地利用 〔10点〕	地質	地質図等の分析により地盤改良等、特殊基礎工事の必要性を判断	5
	補正係数 ：10/14	許認可等	都市計画区域用途地域指定の有無
		農業振興地域農用地区域指定の有無	3
		その他法令に係る許認可等の有無	3
環境保全 〔20点〕	水源・湧水	水源地所在の有無及びその距離(候補地から500m以内)	5
		敷地内における湧水所在の有無	5
	希少動植物	希少動植物の現地踏査状況	5
	幹線道路	幹線道路の整備状況	3
補正係数 ：20/27	運搬距離	平均運搬距離(ごみ収集地域から候補地までの運搬距離に各地域ごとの人口を乗じた総和を総人口で割る)	3
	周辺地域住宅・事業所数	一定距離範囲内の住宅・事業所数(候補地から500m以内)	3
	景観	周辺景観への影響	3
防災性 〔20点〕	地勢	現状の主な土地利用状況	3
		敷地造成に係る切土・盛土量	3
補正係数 ：20/21	防災区域	近隣地域における防災関係法令区域指定の有無	5
	地震対策	地震時における、斜面崩壊、地すべり、液状化の危険度	5
	危険施設	近隣地域における危険施設の有無	5
経済性 〔20点〕	発掘調査	埋蔵文化財の発掘調査規模	3
	敷地造成コスト	敷地造成工事 概算費用 取付道路工事 概算費用	10
付帯工事 概算費用			
補正係数 ：20/16	ライフラインコスト	給水工事 概算費用 電気供給工事 概算費用	
	用地取得	用地取得概算費用の多寡	3
合意形成 〔30点〕	地権者	地権者数の多寡(取付道路幅分を含む)	3
		権利解除の難易度(抵当権、相続等の有無)	3
補正係数 ：30/24	地元の合意形成過程	候補地応募について 地元住民への周知度	5
		候補地応募について 住民意見の集約方法	5
		周辺地域への周知	5
		他市町との協議	他市町の同意取得

※評価基準ごとの配点(満点)は、標準を3点とし、特に重要な項目は5点、また敷地造成コスト・ライフラインコストは、両コストの合計で比較するため、10点とした。

(2) 記述評価

合意形成の評価のうち、客観的に点数付けが難しい定性的な評価項目については、評価を記述により行いました。

評価項目	評価基準	評価方法
地元の理解度 協力度	ごみ焼却施設に対する理解度、受入れの姿勢	応募経過調査書、応募申請者へのヒアリング・意見交換から、ごみ焼却施設に対する理解度、受入れの姿勢を記述により評価する。

6. 適性評価結果

(1) 点数評価

資格判定結果で「適」と判定された2地区の候補地について、19の評価項目及び29の評価基準に基づき、各種資料により点数評価を行った結果、次表のとおり平根地区舟ヶ沢地籍の合計が「82.6点」、内山地区西和田地籍は「75.2点」になりました。

視点区分	平根地区 舟ヶ沢地籍	内山地区 西和田地籍
土地利用	7.1	6.4
環境保全	16.0	14.3
防災性	16.2	17.0
経済性	17.0	16.5
合意形成	26.3	21.0
合計	82.6	75.2

(2) 記述評価

下表の状況から、今後の合意形成の見込みの指標とした「ごみ焼却施設の受入れに対する地元の理解度・協力度」は「平根地区舟ヶ沢地籍」が「内山地区西和田地籍」を上回っていると評価しました。

平根地区舟ヶ沢地籍	内山地区西和田地籍
・平根地区においては、ごみ焼却施設の安全性や環境への影響等について、専門講師を招いての学習会、先進施設の見学などの活動を通じて、理解を深めるための取り組みを行ってきている。	・内山地区においては、ごみ焼却施設の安全性や環境への影響等について、具体的な点は候補地として決定した段階で、住民に説明していくとの方針である。
・建設候補地の応募に際して、住民への周知は地元である横根区だけでなく、周辺の上平尾区、下平尾区、紅雲台区を含め、各戸への文書配布により周知に努めるとともに、住民の意思確認は全戸を対象に「新ごみ焼却施設の誘致」としたアンケートを実施するなど、広く綿密に行われている。	・建設候補地の応募に際して、住民への周知は応募することに関し了解を求めることを主な内容とする文書の回覧により行っているが、住民の意思確認は区総会の議決により行われた、地元である松井区以外は、各区の判断で区総会、常会の開催、電話などによっており、ばらつきが見られる。
・平根地区においては、ごみ焼却施設の受入れについて、余熱利用による地域振興案を掲げ、明確な目的意識を持って取り組んでいる。	・内山地区においては、ごみ焼却施設の受入れについて、余熱利用による地域振興等を掲げているが、その内容は、まだ地区全体の中で固まっていない。
・平根地区は、これまで二度にわたり市の一般廃棄物最終処分場(うな沢最終処分場、第2最終処分場)を受入れてきた実績や、佐久平パーキングエリアなど、公共施設整備に対する前向きな検討姿勢が伺える。	・地元である松井区は、候補地がかつては耕作地であったが、現在、荒廃化しているため、土地の有効活用を望んでいる。

(3) 総合評価

点数評価に合意形成に係る記述評価を加えた、総合評価の結果、新ごみ焼却施設建設候補地としての適性順位は、以下のとおりとなりました。

第1順位：平根地区舟ヶ沢地籍 第2順位：内山地区西和田地籍

適性評価対象外：猿久保地区仲田地籍

※上記順位は相対比較の結果であり、第2順位となった「内山地区西和田地籍」についても、候補地としての適性を十分備えています。

4. 長野県北アルプス広域連合

ごみ処理施設の候補地選定について

1. 住民の皆様のご意見を募集します
2. 建設候補地を公募します

北アルプス広域連合 ごみ処理施設検討委員会
委員長 富所五郎

現在、ごみ処理施設検討委員会では、ごみ処理施設の候補地選定作業を進めていますが、候補地選定には、住民の皆様のご理解とご協力が大変重要であると考えています。

そこで、この度、候補地選定方法について、広く住民の皆様からご意見を募集するとともに、具体的な建設候補地について、公募することにいたしました。

ごみ処理施設の建設は、大町市、白馬村及び小谷村の3市村にとって重要かつ緊急の課題であることをご理解のうえ、大勢の皆様からご応募くださいますようお願いいたします。

記

1 ごみ処理施設の候補地選定方法に関する意見の募集について

(1) 募集内容

ごみ処理施設の候補地選定方法に関することなら何でも結構です。

- (例)
- ・選定の全体的な方法、スケジュールについてのご意見
 - ・「こんな項目について評価してほしい」といった、選定方法に関するご意見
 - ・住民意見募集の方法や、テーマ、タイミングについてのご意見
 - ・「こんなごみ処理施設にしてほしい」といった施設整備についてのご意見 等

(2) 応募方法

別添様式、又は必要に応じて自由様式（住所、氏名、連絡先を記入）により、郵送、FAX、又はメールにより、北アルプス広域連合内ごみ処理施設検討委員会事務局あて送付してください。

(3) 応募期間

平成22年3月12日から 平成22年4月12日まで

(4) いただいたご意見の取り扱いについて

検討委員会で協議し、候補地選定を進める際の参考にさせていただきます。いただいたご意見の検討状況につきましては、北アルプス広域連合のホームページや広報「検討委員会だより」などでお知らせいたします。

2 ごみ処理施設建設候補地の公募について

(1) 応募条件

大町市、白馬村、小谷村の区域で、以下の条件に適合していること。

《必須条件》

概ね1ha(100m×100m：大町市西公園グラウンド1.2ha、白馬村南部グラウンド1.0ha、小谷村千国崎運動場1.1ha)程度の敷地が確保できる地域であること。

ただし、仮に単独の応募が1haより小さくても隣接地との合計が1haに達する見込みがあれば応募可能です。

平地もしくは造成により平地の確保が可能なこと。

《その他考慮いただきたい事項》

幹線道路が近く、搬入路の確保が可能なこと。

法的規制がないか、あるいは規制解除が容易であること。

貴重な動植物の生息する地域、貴重な植生群落のある地域でないこと。

(2) 応募方法

ア 応募は、自薦（区長又は地権者の申請）及び他薦いずれも可とします。

なお、応募いただいた候補地は委員会の検討資料として広域連合のホームページ等により公表されることがありますが、応募者の氏名は原則として公表しません。

イ 必要書類

応募書

位置図、全体図

土地権利関係一覧表（他薦の場合は不要。）

ウ 地元自治会、住民の意向

当検討委員会は、自治会はじめ地元住民の方々のご理解とご協力が不可欠であると考えています。本件土地の所有や使用に関して、地元自治会や住民の方々の意向確認をされたかどうか、された場合はその方法について、お知らせください。（意向確認がなくてもご応募いただけます）

(3) 応募期間

平成22年3月12日から 平成22年5月10日まで

(4) 候補地の選定方法

今回応募いただいた候補地については、応募の適合条件等により比較するとともに、必要に応じて、応募者あてにお問い合わせする場合がございます。

なお、候補地の選定に当たっては、公募いただいた用地の他、関係市村から推薦いただいた用地、及び環境・防災等の法規制を考慮して地図上で抽出した用地の中から、ごみ処理施設検討委員会において慎重に協議・評価して絞り込みを行う予定です。

3 提出先（問い合わせ先）

〒398-0002 長野県大町市大町1058番地33

北アルプス広域連合内 ごみ処理施設検討委員会事務局

0261-22-6764 E-mail: gomisyori@kita-alps.omachi.nagano.jp

4 説明会及び視察について

候補地応募の検討に当たり、説明会の開催や、施設視察のご希望がありましたら、北アルプス広域連合ごみ処理施設検討委員会庶務担当（電話0261-22-6764）までご連絡いただければ、実施について検討させていただきます。

こちらもお覧下さい。（検討委員会だより、委員会のお知らせ、議事録など掲載中）



北アルプス広域連合 公式ホームページ

<http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/>

（メニュー「ごみ処理広域化推進」をお選びください）

【計画している施設の概要】

1 施設整備の基本方針

北アルプス山麓の豊かな自然環境や地域の生活環境との調和を図り、環境にやさしい施設として公害防止対策に配慮した施設を目指します。

広域管内でのごみ処理の自区内完結のため、地震等の災害時にも安全安心で、安定的に処理を継続できる施設を目指します。

埋立処分する残渣の発生を抑え、資源やエネルギーを回収すると共に建設費、維持管理費が削減できる効率的な施設を目指します。

2 施設の概要

大町市、白馬村及び小谷村の可燃ごみ及び資源ごみを処理します。

なお、施設の詳細や、処理能力等の数値等につきましては、今後、当検討委員会において、将来ごみ量の推計や今後のごみ減量化の取り組みを踏まえ、見直す予定としています。

(1)可燃ごみ処理施設（処理能力：30～50t/日程度。）

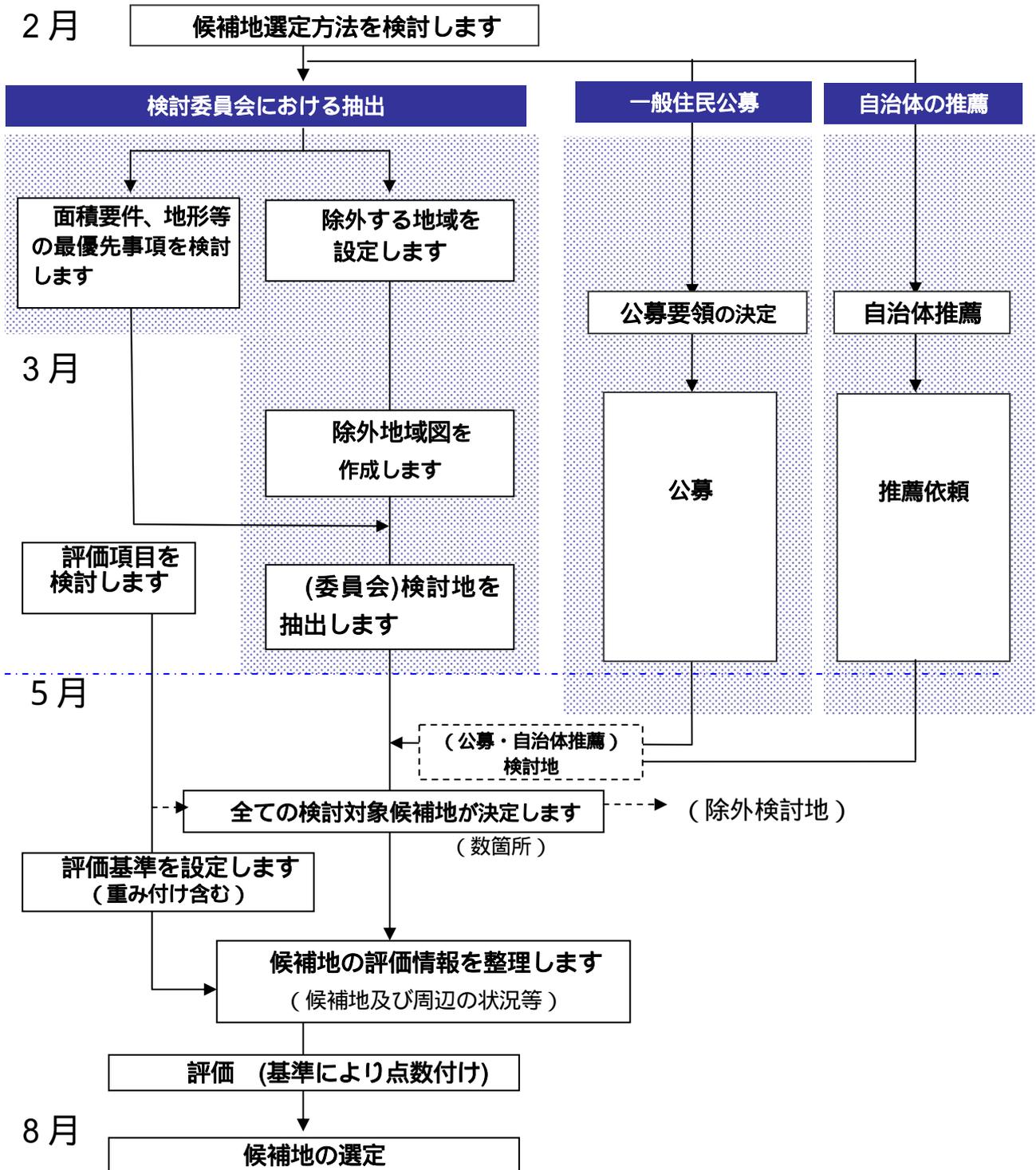
- ・ 大町市、白馬村、小谷村の1市2村の可燃ごみを処理します。

(2) リサイクル施設

- ・ ペットボトルやプラスチック製容器包装の梱包施設と、金属などの資源物のリサイクル施設を設置します。
- ・ ごみ減量・資源循環に関する啓発、体験学習等を行うための機能も併せ持つものとし、地域住民の皆様に不用品交換、修理などの機会を提供できるようにします。

【説明資料 ごみ処理施設の候補地選定方法について】

(1) ごみ処理施設の候補地選定のながれ



- 「検討地」は、候補地を絞り込むまでの呼び名、「候補地」は検討地を絞ったものの呼び名としています。
- 候補地が選定された後に、詳しい位置を把握する法規制等は、保安林、農用地区域、埋蔵文化財、貴重な動植物、インフラ(上水道、下水道、送電線、排水路など)、近隣の学校・保育所・病院等があります。
- 今後、及び の段階で、改めて住民の皆様のご意見を伺う予定です。

(2) 候補地選定の流れの説明

1. 候補地選定方法を検討します (左図の番号)

8月を目標に、どのような方法で候補地の絞込みを進めるか、具体的な段取りを検討します。

現在、住民の皆様による一般公募、市村からの推薦、検討委員会での抽出という三つの方法を併用し、作業を進めております。

今回の募集でいただいたご意見も、検討委員会で討議した上で参考とさせていただきます。

2. 検討委員会において検討地を抽出します ()

面積要件、地形や除外する地域を設定し除外地域図を作成します

候補地選定の最初の段階では、ごく基本的な項目(面積、地形)や、土地利用の法規制など、配慮しなければならない最優先事項を検討します。そして、検討委員会における選定の条件を定め、作業に用いる最初の図面(例：国立公園、河川区域など除外すべき地域を示したもの)を作成します。

検討委員会における検討地を抽出します

検討委員会では、定めた条件のもと検討地を選びます。これと公募した検討地を併せて候補地としてよいか検証します。

3. 全ての検討対象候補地を決定します。 ()

検討委員会により選定した検討地に、一般公募及び市村推薦の候補地を併せた場所の中から検討対象候補地を決定します。

4. 候補地選定のための評価項目を設定します ()

複数の候補地を比較するための項目(現在の地形、土地利用状況、埋蔵文化財の状況、生態系ネットワークへの影響等)を検討します。さらに、各々の項目について、どの状態であれば高く評価するかといった基準を定めます。

5. 候補地の現況を整理します (評価情報) ()

評価項目ごとに、インフラの整備状況や周辺の施設、用地取得の可能性など候補地の現在の状態を、丁寧に把握し、表に整理します。この情報をもとに、比較していきます。

6. 候補地を評価します ()

評価項目ごとに、基準をもとに点数をつけて候補地を比較します。必要に応じ、重要な項目に「重み」を付けた集計として評価します。

5. 兵庫県丹波市

トップページ

くらしの情報

しごとの情報

観光情報

市政情報

トップページ > 分類でさがす > くらしの情報 > ごみ・環境 > ごみ・リサイクル > (仮称)クリーンセンター整備・運営事業について(平成22年9月)

(仮称)クリーンセンター整備・運営事業について(平成22年9月)



印刷用ページを表示する 掲載日:2012年12月18日更新

春日町野上野で計画している(仮称)丹波市クリーンセンター整備・運営事業で、唯一の入札参加資格者が開札直前に辞退したことについて、市民のみなさまにこれまでの経過並びに辞退理由と今後の方向性などについてご報告いたします。市民のみなさまにご心配をかけ、関係自治会のみなさまにも多大のご迷惑をおかけすることとなりましたこと、心からのお詫びを申し上げますとともに、広く市民のみなさまのご意見も聞きながら、慎重かつ迅速に方向性を決定していきたいと考えます。ご理解ご支援のほどお願い申し上げます次第です。

1. 業者の辞退理由

「弊グループとしては、炭化施設の設計建設業務とリサイクル施設の設計・建設業務及び炭化施設運営業務(15年間)に関し、3つの業務をトータルで採算を合わせようと鋭意取り組んできたが、トータルでの採算性の確保に至らず、ご要望に応えるべく方策を見出すことができず辞退しました。」とのことであります。(抜粋)

2. 今後の方向性

業者決定の寸前に辞退されたことは非常に残念で、予期せぬ事態となりました。「これまでの経過」にまとめていますように、市内の各地域の代表の方々を中心に組織した丹波市廃棄物処理施設整備計画策定委員会に諮問し、1年以上をかけて研究協議の結果、公募方式による用地の決定と炭化方式による処理が妥当であると答申を受けました。市としては、この答申を尊重しながら処理方式を決定し、議会に報告しながら、予算の可決、用地の購入、地域活性化交付金の交付、建設地の整備に取り組んできたところです。

業者の決定にあたって、専門家から意見をいただく選定委員会の審査講評では、「今回の事業者選定は、炭化方式を進めてきましたが、今後は炭化方式のみでなく他の処理方式にも優れたものがありますので、他の方式の採用も視野に入れることが望ましいと考えます」とされています。

今後は市民のみなさまにご理解をいただくよう一杯の努力を致しますとともに、市にとって必要不可欠な施設として、安全・安心の施設、循環型社会の形成に寄与する施設、地域が施設を生かし、その施設が地域の活性化の核となる「地域と共生する施設」、この整備方針を変更することなく施設整備にあたります。

これまでの経過

平成17年

6月1日 丹波市廃棄物処理施設整備計画策定委員会(以下「策定委員会」)の設置

12月14日 策定委員会が用地選定方法の答申(公募方式)

平成18年

8月25日 策定委員会処理方式の答申(炭化方式)

平成19年

2月28日 丹波市一般廃棄物処理施設建設委員会が候補地を答申(野上野自治会)

9月18日 市が建設用地を「野上野自治会」に決定

12月26日「建設用地決定白紙撤回請願」(議会採択)

平成20年

7月3日 建設予定地変更承認通知書(交付)

平成21年

1月29日 市が処理方式を「炭化方式」に決定

3月16日 建設用地・進入道路の土地取得議案議決

平成22年

2月5日 本事業債務負担行為補正予算成立(115億9000万円)

2月14日 野上野循環型まちづくり計画策定

2月19日 本事業入札公告、募集要項公表

3月31日 地域活性化交付金3億円を野上野自治会に交付

3月23日 資格審査結果の通知

4月17日 炭化施設競争的対話の実施

4月21日 競争的対話実施後の公表

5月27日 炭化施設技術提案書類及び入札書の受付締切

リサイクル施設整備事業見積設計図書受付締切

7月23日 リサイクル施設整備事業最終発注仕様書等提示

7月30日 辞退届の受理

8月2日 (リサイクル施設の入札書の提出予定日)

8月12日 (落札者の決定予定日)事業者募集終了の公表

同日議会・野上野へ「辞退により落札者決定に至らなかった旨」の報告

9月6日 議会へ「業者の辞退理由と選定委員会の審査講評」の報告・説明

9月12日 野上野へ「業者の辞退理由と選定委員会の審査講評」の報告・説明

6. 岡山県津山圏域資源循環施設組合

クリーンセンター建設経過 と Q & A

平成 10 年 3 月 岡山県が「岡山県ごみ処理広域化計画」を策定

平成 10 年 12 月 津山ブロックごみ処理広域化対策協議会設立

(津山ブロックでの新クリーンセンター建設への取り組みが開始される)

当時は、津山市・富村・奥津町・上齋原村・加茂町・阿波村・鏡野町・中央町・久米町・柵原町・勝央町・奈義町・勝北町・大原町・東粟倉村・西粟倉村・作東町・勝田町・美作町・英田町の 20 市町村で新クリーンセンター建設に取り組むこととなった。

平成 18 年 7 月 6 日 津山ブロック協議会で新クリーンセンター取組方針の変更決定

Q：なぜ、それまで建設予定地としていた綾部地区を見直すことにしたの？

A：綾部地区では、地元根強い反対があったこと、27 億円以上の用地・補償費が必要であったことなど事業を進める上で大きな問題点があり、あらためて公正・透明な手法で適地の選定を行うべきであると考えたからです。建設適地選定については、公募・立候補制とすることを決めました。

平成 18 年 8 月 31 日 ごみ処理センター建設適地選定委員会（適地選定委員会）の設置

Q：適地選定委員会ってなに？

A：適地選定委員会は、公募要件を決めるとともに、立候補した地区について総合的かつ科学的手法により最も建設適地にふさわしい地区の選定を行う第 3 者機関として設置したものです。委員会は、学識経験者、地域住民代表、公募委員など 14 名で構成され、委員会での議論はホームページで公開するなど市民に開かれた審議を行いました。

○平成 18 年 9 月 15 日～12 月 15 日 新クリーンセンター建設候補地公募開始

(領家地区など 9 つの地区から応募がありました。)

Q：領家地区の応募申請には瑕疵があったの？

A：応募要件や要件の解釈、取り扱いについては全て適地選定委員会で協議して決定してきました。領家地区の申請については適地選定委員会が定めた条件を満たしており瑕疵はありません。

○平成 19 年 5 月 30 日 適地選定委員会での最終選定

(選定の結果、第 1 位を領家地区、第 2 位を為本ほか地区、安井地区として、津山ブロック協議会に答申を行いました。)

○平成 19 年 6 月 25 日 津山ブロックごみ処理広域化対策協議会総会で、新クリーンセンター建設候補地を領家地区とすることを決定

○平成 20 年 5 月 23 日 新クリーンセンター施設配置案決定

(領家町内会対策委員会において焼却施設・リサイクル施設・最終処分場等の施設配置案を決定しました。)

Q：領家地区では最終処分場に反対があったのではないの？

A：領家町内会との建設協議の中で最終処分場を分離できないかとの申し入れがありましたが、国の廃棄物処理の指針ともなっている灰の資源化という方針を示し理解をいただきました。

平成 20 年 10 月 1 日 環境影響評価現地調査着手

平成 20 年 10 月 3 日 技術審査委員会設置

(津山ブロックの新クリーンセンターに最もふさわしいごみ処理方式・事業方式について審議する第 3 者機関として、学識経験者など 6 名の委員で構成されました。)

平成 21 年 1 月 20 日 美作市・西粟倉村が津山ブロック協議会を脱退

Q：なぜ、美作市・西粟倉村は津山ブロックを脱退したの？

A：津山ブロック 7 市町村（津山市・美作市・鏡野町・勝央町・奈義町・美咲町・西粟倉村）では、平成 20 年 12 月 25 日の準備組合議会で一部事務組合同規約案について承認していましたが、美作市議会（平成 21 年 1 月 14 日開催）は一部事務組合設立議案を否決しました。このため、美作市は津山ブロックを脱退することとなり、合わせて美作市にごみ処理を委託している西粟倉村も脱退したものです。

平成 21 年 2 月 12 日・17 日 5 市町（津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町）議会にて、一部事務組合（津山圏域資源循環施設組合）設立議案を可決

平成 21 年 3 月 9 日 岡山県知事が津山圏域資源循環施設組合設立を許可

平成 21 年 4 月 1 日 津山圏域資源循環施設組合設立

Q：津山圏域資源循環施設組合ってなに？

A：津山圏域資源循環施設組合は、津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・美咲町の 5 市町で構成する一部事務組合で、新クリーンセンター施設の建設及び管理運営を行います。一部事務組合とは、地方自治法に定められた特別地方公共団体で、組合には構成 5 市町議会から選出された組合議員で構成される組合議会を設けています。

平成 21 年 6 月 23 日 技術審査委員会答申

(ごみ処理方式は「ストーカ・セメント原料化方式」、事業方式は「DBO方式」とされました。)

平成 21 年 10 月 9 日 第 1 回津山圏域資源循環施設組合議会臨時会（平成 21 年度当初予算などを議決）

平成 21 年 10 月 28 日 組合管理者会で、ごみ処理方式・事業方式の決定

(ごみ処理方式は「ストーカ・セメント原料化方式」、事業方式は「DBO方式」とすることを決定しました。)

Q：これまでごみ処理方式は溶融方式と聞いていたけど、なぜストーカ・セメント原料化方式に変わったの？

A：技術審査委員会では、最終的にごみ処理方式について、「ストーカ・セメント原料化」、「ストーカ・灰溶融」、「シャフト式ガス化溶融」の3つの方式で検討しました。その結果、「二酸化炭素排出量が少ないなど環境安全性が高い」、「これまでの実績から信頼性が高い」、「建設費・運営費が安く経済性が高い」などにより「ストーカ・セメント原料化」が最も高い総合評価となりました。この技術審査委員会での答申結果について管理者会で検討・協議し、津山圏域の新クリーンセンターでは答申どおり「ストーカ・セメント原料化方式」を取り入れることを決定したものです。

Q：セメント原料化では灰を持ち出して処理をすると聞いたが、最終処分場に埋めるよりも経費が高くなるのではないの？

A：新クリーンセンターでは全ての焼却灰をセメント原料として再資源化を図るため、専門の処理工場に運搬・処理するための経費がかかりますが、最終処分場に埋める場合に比べて薬剤処理費が不要となること、最終処分場の建設費・設備費・維持管理費が安くなることなどから、相対的に経費が高くなることはありません。

Q：灰を埋めないのなら最終処分場はいらないのでは？

A：最終処分場は灰を埋めるためだけに作られるものではありません。領家地区の新クリーンセンターではリサイクルセンターでの徹底した選別・破碎・資源化処理を行います。どうしても資源化や焼却のできない陶器片やガラス片などが残ります。これらを埋め立てる最終処分場はどうしても必要な施設です。

平成 22 年 1 月 14 日 第 3 回津山圏域資源循環施設組合議会臨時会（建設用地の取得を議決）

Q：建設用地の取得金額は高いのでは？

A：取得金額については、平成 21 年 6 月に行った不動産鑑定評価額（約 4 億 6,000 万円）を参考に組合の用地報償評価調整委員会で交渉限度額を決め地権者と交渉しました。交渉の結果、不動産鑑定評価額よりも約 3,900 万円低い 4 億 2,100 万円でご合意をいただき契約を行ったものです。

Q：地権者が旧久米町から当時 3 億円で買った土地を組合が 4 億円以上で買ったと言う人もいますが？

A：地権者の取得（平成 4 年から 7 年）金額は、約 4 億 7,500 万円（29.9ha）です。旧久米町が地権者に売ったのはこの内約 23.3ha で金額は約 3 億 1,300 万円です。残りの 6.6ha は地権者が一団の土地とするために約 1 億 6,200 万円で買い足した民有地、国有地です。

Q:建設予定は産業廃棄物が埋まっているとか、鉛やひ素で汚染されているという人がいるけど大丈夫なの？

A：建設予定地の2か所に建設廃材と思われるような物が埋められていました。いつ誰が埋めたかは分かりませんが、地権者は自らの責任で全て適正に処理し、組合でも確認しています。

また、組合では、この2か所を含めた建設予定地内の128か所について土壌汚染対策法に基づく詳細な土壌調査を行いました。自然由来の鉛・ひ素など人の健康に害を及ぼす特定有害物質は全て指定基準値未満で事業に問題のないことが分かりましたのでご安心ください。

Q：建設用地は取得出来たけど、新クリーンセンターはいつできるの？

A：新クリーンセンターは平成26年度の施設稼働を目指して事業の進捗に努めています。

事業の前提であり、国も交付金の要件でもある土地の取得ができたことにより、事業は大きく前進しました。組合議会開催が約5カ月遅れたことにより事業スケジュールは厳しいものとなっていますが、少しでも遅れを取り戻すよう努力していきます。

Q：新クリーンセンターはなぜ急がなくてはならないの？

A：津山ブロック5市町（津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・美咲町）では現在4つの焼却施設が稼働していますが、いずれも耐用年数を超え老朽化が進んでいます。特に津山市の大半のごみ処理を行っているごみ処理場（小桁）は築後33年が経過し老朽化が著しく、また、最終処分場についても満杯で使用できず県外に持ち出して処理を行わざるを得ないことから経費が増大しています。

津山ブロックの安定したごみ処理を行うためには、総合的で広域的な新クリーンセンターの早期完成がどうしても必要な状況となっています。

Q：いろいろな反対運動や訴訟がありますが、領家地区でのクリーンセンター建設が取りやめになることはないのでですか？

A：領家地区での新クリーンセンター建設は、土地の取得も完了し、環境影響評価も本年中には全てが完了する見込みです。また、焼却方式、事業方式も決定するなど、平成23年度からの本格的な工事着手に向けて着々と準備を進めており、構成5市町においても一致団結して事業推進を図ることの意思統一もできています。

また、地元領家町内会及び郷地区を含む周辺町内会においても事業に対するご理解とご協力をいただいております。不退転の決意で事業に取り組みます。

なお、一部住民による反対運動や訴訟が起きているのは本当に残念ではありますが、今後においてもご理解をいただけるよう精一杯努力したいと考えております。

7. 福岡県柳川市・みやま市

ごみ処理施設の建設候補地を募集します

新しい施設は市と柳川市の共同で整備を計画

問 環境衛生課 (Tel64-1521)

みやま市清掃センターは、平成6年の供用開始以来、18年間にわたり、本市のごみ焼却施設として稼働してきましたが、経年劣化により処理能力低下および施設の維持費も増大しています。

そこで市では、将来に向け、安全で安定したごみ処理体制を維持していくために、清掃センターの後継となる次期ごみ処理体制について、本市単独での建設は財政的負担が大きいことから、広域でのごみ処理施設建設を検討してきました。

その結果、柳川市との共同建設が、効率的で効果的な方法と判断し、両市で合同して建設することで合意しました。

最新のごみ処理施設(焼却及びリサイクル施設)は、高度な焼却技術と徹底した排ガス処理などにより、環境に与える負荷も少なく、安全に十分配慮されています。

施設整備に当たっては、より多くの方に関心をもってもらうため、建設候補地を公募します。

新しい施設の整備方針

- ごみ処理対象とする区域は、みやま市および柳川市全域
- ごみ処理の対象は可燃ごみ、不燃物、資源物
- ごみ焼却施設の処理規模は、24時間運転でおおむね100トンから130トン/日を想定
- 最新の焼却技術を導入し、安全で安心した施設で、リサイクルに対する意識啓発や循環型社会の形成に向けた情報を発信できる施設
- ごみ処理施設からの排ガスはもちろん、臭気や騒音などの影響がないように万全の対策を行い、周辺環境の保全と調和、緑化を図る
- 建設予定地の行政区と、施設の運営に係る協定書を締結するとともに、施設運転に関する情報は積極的に公開し、地元地域との信頼関係の構築に努める
- ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用に努める

募集要領

■応募できる者

土地所有者または地元行政区

※候補地の土地所有者が複数の場合や、候補地が複数の行政区にまたがる場合は、共同で応募してください。

■基本条件

○市内または柳川市内で、おおむね2ヘクタールから2.5ヘクタール程度の用地面積が確保できること

○土地所有者が応募する場合、地元行政区に説明していること

○地元行政区が応募する場合、土地所有者全員の同意が得られているか、得られる可能性が高いこと

○候補地が複数の行政区にまたがり、土地所有者が応募するときは、関係するすべての行政区に説明していること。

※土地の地元行政区が不明な場合は、市環境衛生課へ事前に問い合わせください。

■募集期間

8月1日～10月31日

(土日、祝日を除く)

■応募書類の配布および提出先

市環境衛生課(みやま市瀬高町小川5番地)

■提出方法

同課に持参すること

■選定方法

応募期間終了後、有識者などで構成する委員会で慎重に協議し、公正に評価します。



8. 大分県宇佐・高田・国東広域事務組合

一般廃棄物処理施設

「宇佐・高田・国東広域クリーンセンター」(仮称) 建設用地を公募します

宇佐市、豊後高田市、国東市の3市では、ごみを共同処理するために、平成19年9月1日に宇佐・高田・国東広域事務組合を設立しました。

クリーンセンターは、最新技術により、安全で公害のない施設、みんなが安心して生活できる施設、熱エネルギー等を利用した地域振興・活性化を推進する施設とし、施設周辺には植栽を施し、周辺環境との調和を図ります。

まちづくり交付金で **地域振興** を支援

建設用地の選定にあたっては、地権者や周辺住民の皆様のご理解とご協力を得られることが大事なことを考えています。クリーンセンターを積極的に受入れ、地域の活性化を進めて行こうとする自治会に対し、まちづくり交付金等により地域振興を支援していきます。

クリーンセンターの建設は、3市にとって重要かつ緊急の課題であることをご理解のうえ、多くの自治会からのご応募をお願いいたします。

※自治会とは、宇佐市自治委員設置規則、豊後高田市自治委員設置規則及び国東市行政区等設置規則で定められた組織です。

応募条件

応募できる場所は、宇佐市、豊後高田市、国東市の行政区域内で、クリーンセンターの建設用地にふさわしい場所として、次の条件に適合していることとします。

- 1 クリーンセンターの受け入れについて、地域の皆さんにご理解とご協力がいただけ、焼却施設、リサイクルセンターを一体的に集約できる概ね3ヘクタールの用地が確保できること。
- 2 建設用地の土地所有者（権利関係者）及び隣接土地所有者等の同意が得られること、又は、その見込みがあること。
- 3 建設用地について、法令による規制がないか、あるいはその影響が少ないこと。
- 4 地区内において、十分合意形成が図られていること。

建設地域の振興事業

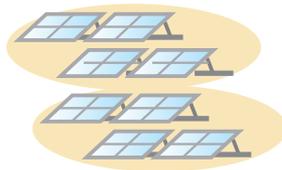
施設の建設地区を中心とし、重要な影響を及ぼす周辺地区も含めた「まちづくり事業」を支援します。

①「まちづくり事業」については、事業費3億円を限度とし、予算の範囲内で実施します。

② 建設用地に選定された地域には、「まちづくり委員会」を組織し、「まちづくり計画」を策定していただきます。

③ 組合は「まちづくり計画」の策定、及びまちづくりの整備を図るため、委員会に対し、まちづくりコンサルタント等の派遣を行ないます。

「まちづくり事業」の例



太陽光発電施設



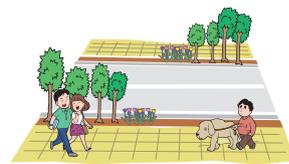
地区集会所



農産物直売所



温水を利用した農業施設



周辺道路の環境整備



応募方法

① 応募者

応募は、自治委員（区長）さんからお願いします。なお、建設用地が複数の地区にまたがる場合等には、該当する自治委員（区長）さんによる共同応募をお願いします。

② 必要書類

- 1) 応募申請書
- 2) 位置図
- 3) 字図の写し（建設用地）
- 4) 同意書
 - 建設用地に係る土地所有者の同意書（権利関係者）
 - 建設用地の隣接土地所有者の同意書
 - 進入路（拡幅・新設）等が想定される場合は、これに係る土地所有者の同意書
- 5) 各土地所有者一覧表
- 6) 自治会総会議事録
- 7) まちづくりプラン

③ 応募受付期間

平成25年4月19日（金）から平成25年7月19日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）

④ 応募書類の提出先

宇佐・高田・国東広域事務組合又は、宇佐市生活環境課、豊後高田市環境課、国東市環境衛生課にて受付をいたします。

選定方法

建設用地選定委員会において、立地適性や地元合意形成の熟度など、幅広い角度から検討した上で候補地を選定します。

覚書の締結

第一候補地に決定した地区は、速やかに組合と施設建設に伴う環境保全等を内容とした覚書を締結していただきます。

説明会の開催

公募説明会を、宇佐市、豊後高田市、国東市で開催します。出席をされる自治会につきましては、平成25年5月10日（金）までに、自治会名、出席人数を、宇佐・高田・国東広域事務組合までご連絡願います。

（説明会日程）

宇佐市

日時 平成25年5月13日（月）14時から

場所 宇佐市文化会館・ウサノピア

豊後高田市

日時 平成25年5月14日（火）14時から

場所 豊後高田市中央公民館

国東市

日時 平成25年5月15日（水）14時から

場所 くにしき総合文化センター（アストくにさき）

施設見学会

クリーンセンター建設の受入れを検討される自治会に対し、平成25年5月下旬に他市のごみ処理施設の見学を予定しています。

参加を希望される場合は、自治会名、出席人数を平成25年5月20日（月）までに宇佐・高田・国東広域事務組合までご連絡願います。

その他

ご質問やご相談につきましては、ご遠慮なく組合へお問い合わせください。なお、公募内容につきましては、平成25年4月10日（水）から各市のホームページにも掲載しています。

問合せ先

宇佐・高田・国東広域事務組合

宇佐市大字法鏡寺224番地（宇佐文化会館内）

TEL：0978-33-2568 FAX：0978-33-2377

9. 熊本県宇城広域連合

ごみ処理施設 建設候補地を募集します



宇城広域連合は、宇土市および熊本市(旧富合町)を構成市とする宇土・富合清掃センターと宇城市および美里町ならびに熊本市(旧城南町)を構成市町とする宇城クリーンセンターの2施設を有しています。2施設とも平成10年3月の完成から約15年が経過しようとしています。ごみ焼却施設は、一般的に25年程度使用されていますので、今後、10年程度の焼却施設の使用を想定しています。新たなごみ焼却施設の建設は、建設構想の段階から施設の完成までに約10年の期間を要するため、建設用地の公募に着手するものです。

また、平成25年度(平成26年3月31日)末には熊本市(旧富合町、旧城南町)が宇城広域連合の構成から離脱する予定があり、離脱後の施設の稼働および維持管理などで発生する費用については残った構成市町で負担することになり、財政負担が増大することになります。

施設建設の基本となる建設用地の決定は、宇城広域連合にとって重要な課題であることをご理解いただき、ご応募をよろしくお願ひします。

施設整備の考え方

安全で、みんなが安心して生活できる公害のない施設、最新技術を利用するなど資源循環型社会の実現を推進する施設とします。

施設を建設する地区に対しては、法律で求められている「周辺地域への配慮(廃棄物処理および清掃に関する法律第9条の4)」を基調に、協議を行い地域振興を図ります。

応募期間 12月3日(月)～平成25年3月29日(金) ※土・日・祝日を除く

必要書類 (1) 応募申請書 (2) 候補地位置図
(3) 同意書(申請地に係る土地所有者およびその隣接地所有者の同意書)

応募条件

建設用地にふさわしい場所として、次の条件に適合していること

- (1) 公募する地域は、宇城市および美里町です。
- (2) おおむね2万㎡(6千坪)～4万㎡(1万2千坪)の用地面積が確保できること。
- (3) 地元区の同意があること。
- (4) 候補地が私有地(公共用地を除く)の場合、地権者全員の賛同が得られていること、またはその見込みがあること。
※候補地の一部、または全部が公有地である場合も応募できます。

建設地域の振興支援

建設地域の「まちづくり」事業を支援します。
支援例…地元協力金の交付
その他(地元からの要望など)

応募方法

応募は、必ず候補地の地元区長さんを代表者としてお願いします。なお、候補地が複数の地区にまたがる場合には、複数の区長さんの連名による応募となります。

説明会など

候補地検討に当たり、説明会などの希望がありましたら日程を調整し、地元へお伺ひします。

問い合わせ先

宇城広域連合 環境衛生課 施設管理係
☎32-4153

10. 熊本県山鹿市

廃棄物処理（ごみ焼却）施設建設候補地の募集をします。

● 施設整備の考え方

安全安心で公害のない施設、安定した施設、熱エネルギーを利用するなど資源循環型社会の実現を推進する施設とします。

施設を建設する地区に対しては、法律で求められている「周辺地域への配慮（廃棄物処理及び清掃に関する法律第9条の4）」を基調に、協議のうえ地域振興を図ります。

● 応募条件（建設用地にふさわしい場所として、次の条件に適合していること）

- (1) 概ね1万㎡（3千坪）～2万㎡（6千坪）の用地面積が確保できること。
- (2) 地元区の同意があること。
- (3) 候補地が私有地（公共用地を除く）の場合、地権者全員の賛同が得られていること、又はその見込みがあること。

※候補地の一部又は、全部が市有地である場合も応募できます。

● 応募方法

応募は、必ず候補地の地元区長さんを代表者としてお願いします。なお、候補地が複数の地区にまたがる場合には、複数の区長さんの連名による応募となります。

● 必要書類（相談時に、申請者となられる候補地の区長さんへお渡しします。）

- (1) 応募申請書
- (2) 候補地位置図

● 応募期間

平成24年6月1日（金）～平成24年12月21日（金）まで（土日、祝日を除く）

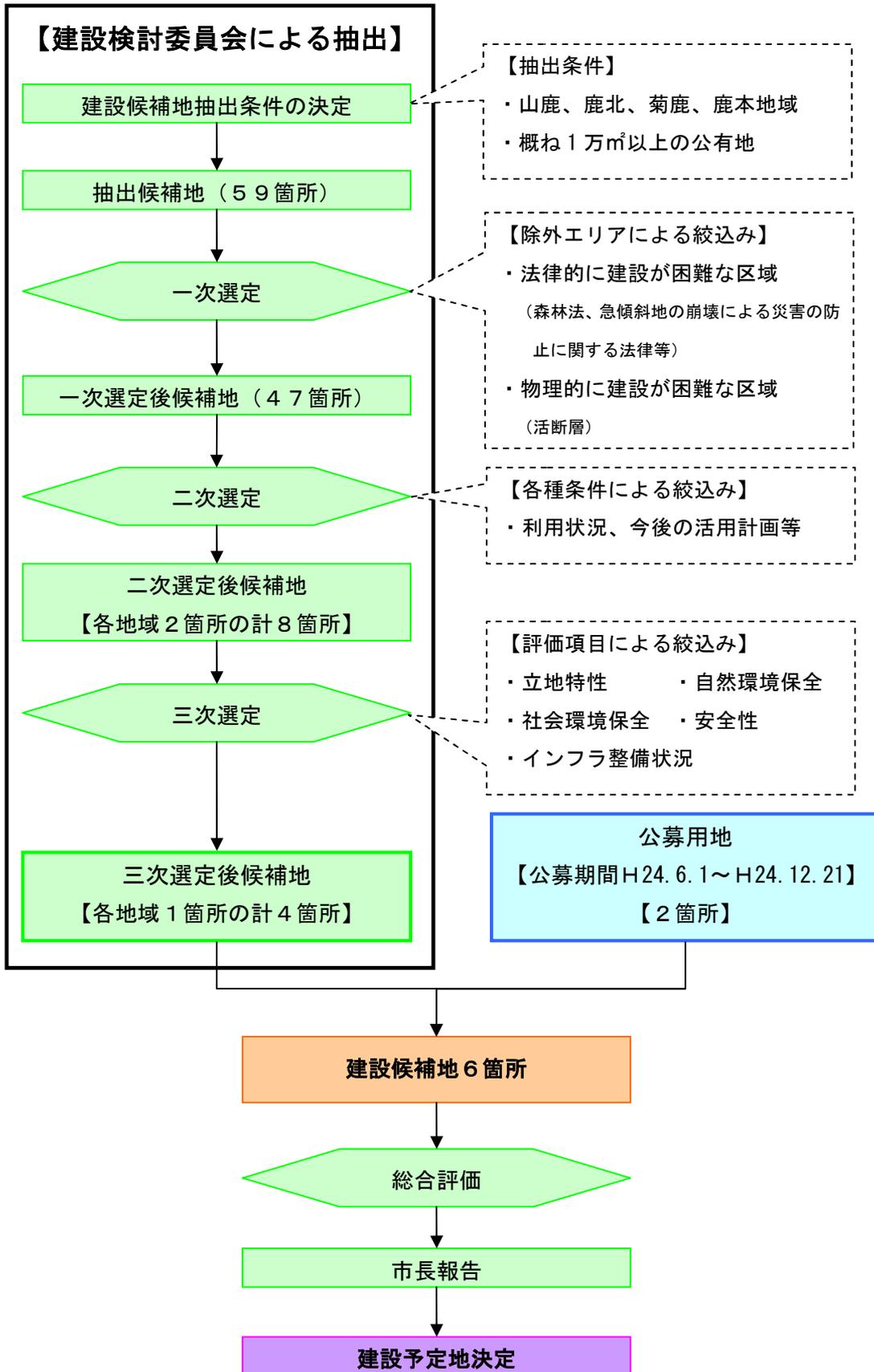
● その他

候補地検討に当たり、説明会などの希望がありましたら、お気軽にお問合せください。

● お問い合わせ先

環境課 廃棄物処理施設建設推進室 電話 43-7211

建設予定地決定までの流れ



建設候補地 6 カ所の比較を行うための評価項目を、廃棄物処理施設建設検討委員会で決めました。今後

は、6 カ所の建設候補地の状況を評価項目に照らし合わせて評価します。

	評価項目	評価する理由	評価の手法
環境条件	建設候補地周辺の住宅等の近接状況	施設稼働および収集車の通行による環境影響や交通安全などに配慮が必要と考えられるため。	建設候補地および周辺の住宅、教育施設、教育施設、福祉施設などを住宅地図および現況調査により把握する。
	地球温暖化への影響	収集運搬車両等の走行に伴って毎日発生する二酸化炭素が地球温暖化へ与える影響に配慮する必要があるため。	ごみの量を勘案し、「市役所、各総合支所および広域施設との ^{ざんき} 残渣運搬距離」を基に燃料消費量を算出し、二酸化炭素排出量を算出する。
	候補地の開発行為による山林改変面積	地下水 ^{かんよう} 涵養や生態系といった貴重な自然環境の保全や配慮が必要となるため。	建設候補地および周辺の山林の有無や特性を住宅地図および現況調査により把握する。
社会条件	搬入道路を整備する際の用地取得の容易性	搬入道路を整備する際の用地取得に要する時間が整備スケジュールに影響を及ぼすため。	搬入道路を整備する際に必要な、民有地部分の総延長を算出し把握する。
	農振地域の指定を解除する必要性	指定解除に要する時間が整備スケジュールに影響を及ぼすため。また、周辺の農地へ与える影響に配慮する必要があるため。	関係部署に問い合わせ、具体的な内容を確認する。
	土地利用の可能性	敷地の形状や土地の起伏が施設の有効な配置に影響を及ぼす場合があるため。また、災害時に大量に出る廃棄物の一時保管場所の確保などに影響を及ぼす場合があるため。	施設の概略的な配置を行い、敷地の形状や土地の起伏とのおさまりに問題がないか確認する。
経済条件	整備費	必要な機能を確保するための費用が、安価であることが望まれるため。	建設候補地での概略的な配置に基づき、用地取得、敷地造成、搬入道路に関する概算整備費を算出する。
	収集運搬費	ごみの収集運搬効率がよく、焼却後の残渣及び広域施設の ^{ざんき} 残渣の処理に便利な場所で費用が安価であることが望まれるため。	ごみの量を勘案し、「市役所、各総合支所及び広域施設との残渣運搬距離」を基に費用を算出する。

11. 鹿児島県北薩広域行政事務組合

新焼却処分場建設用地について

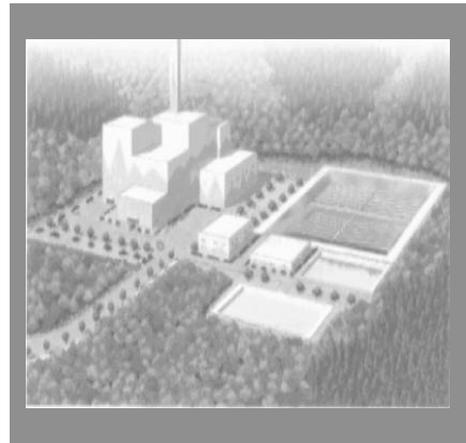
募集は終了しております。ご協力ありがとうございました。

現在、北薩広域行政事務組合では、一般廃棄物(可燃ごみ)について、周辺住民の方々のご理解とご協力のもと、適正な運営を行っているところでありますが、現環境センターは、今後の維持管理や最終処分場の残余埋立量の状況から、平成29年度末までに新たな施設の建設を進めなければなりません。

そのため、当組合では新焼却処分場用地を探しています。

下記条件に見合った用地情報があれば、ご連絡ください。

連絡先	〒899-0502 出水市野田町下名7035番地 出水市野田支所2階 北薩広域行政事務組合 総務課 施設管理係 TEL(0996)84-4815 FAX(0996)84-4817 E-mail:hokusatukouiki@s6.dion.ne.jp
-----	---



(図1 新焼却処分場イメージ)

< 条件 >

建設予定地(候補地)の範囲	現環境センターを中心にして、10km圏内 (図2参照)
建設予定施設	一般廃棄物(可燃ごみ)処理場及び最終処分場
予定面積	20,000㎡以上(2ha以上)
募集期間	平成21年9月30日まで

(図2 用地募集エリア図) 下の図をクリックすると拡大図が表示されます。

